

指定避難所と指定緊急避難場所

指定避難所とは

災害の危険性があるときや、災害によって住宅を失った場合などに一定の期間または一時的に避難生活をする場所です。

公民館・集会所

自主的に避難する場合や一時的に避難生活をするなどのときに利用します。

小・中学校

地震などの大規模、広域な災害により避難者が公民館の収容能力を上回ったときに利用します。

公共施設

事情により公民館などが使用できない場合に利用します。

指定緊急避難場所とは

火災や災害から一時的に身を守るために避難をする場所です。

一時的な避難場所

地震時などの一時的な避難先で、公園や広場などです。

広域的な避難場所

地震などによる火災が延焼拡大して、地域全体が危険になったときに避難する場所で、小中学校のグラウンドや、スポーツ公園などです。

避難の基本的な流れ



⚡ 大雨や地震などの災害が発生 ⚡

土石流、がけ崩れ、浸水
などのおそれがある場合、
避難勧告・避難指示が
発令された場合

自宅にすることが
危険だと感じた場合

最寄りの公園、公共施設、公民館、学校などに避難
できる限り食料・飲料水・防寒着などを持って避難してください

家に被害がない

危険がなくなる、
避難指示解除

家に被害があり
生活できない

家に戻る・在宅避難

指定避難所で生活
(小中学校、公共施設など)